

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（47 例目）最終報

5月9日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（47 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月20日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 47	1 年代	30 歳代		
	2 性別	女性		
	3 職業	教育関係者		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	5月 8日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		5月 9日	PCR検査陽性確定。症状はなし	
		<u>5月10日</u>	<u>尼崎市感染症指定医療機関に入院</u>	
		<u>5月12日</u>	<u>尼崎市感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所</u>	
<u>5月20日</u>		<u>県内宿泊療養施設を退所</u>		
6 行動歴	4月24日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	同居人1人（尼崎市41例目）。 その他濃厚接触者はなし			
8 その他	尼崎市発表41例目の濃厚接触者			

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上